

「大街区化相談窓口」の開設について

～ 大街区化を推進する取り組みへの支援 ～

○「大街区化ガイドライン」の発出を受け、このたび、全国における大街区化推進の取り組みを支援するため、地方公共団体、民間開発事業者等を対象に、以下のような課題に対する相談窓口を開設しました。

【ご相談内容の例】

○地方公共団体

- ・ 公共公益性の観点から、大街区化が推奨される地区をどのように事前明示すべきか
- ・ 大街区化に対応した公共施設の機能をどのように評価すべきか
- ・ 公共用地の活用をどのように行うべきか
- ・ 整備前後の土地評価をどのように行うべきか 等

○民間開発事業者等

- ・ 戦災復興事業地区等において、現在の土地利用ニーズに対応するため、公共施設の再編等をどのようにして計画すべきか
- ・ 街区の大型化を通じ、交通、緑地・空地、エネルギー等の機能の高い都市拠点の形成をどのように進めるべきか
- ・ 公共施設管理者との協議をどのように進めるべきか 等

ご相談頂いた内容につきましては、相談者等の不利益とならないよう注意して取り扱いますので、幅広くご相談ください。

【開設時間】

午前10時から午後6時（土日祝日を除く）

【ご相談先】

国土交通省 都市・地域整備局 市街地整備課内

「大街区化相談窓口」 担当：榊、廣岡

電話 03-5253-8111（内線32735）

FAX 03-5253-1591

メール hqt-daigaiku@gxb.mlit.go.jp